入札説明書（電子入札対象案件）

東北農政局の田沢二期農業水利事業　田沢疏水左岸幹線用水路他補完（その１）工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

本工事は、競争参加資格の申請時点で配置予定技術者の登録及び評価を行わない試行工事（以下「企業実績重視型」という。）です。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る令和６年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものとします。

１　公告日　　令和６年３月27日

２　契約担当官等　　分任支出負担行為担当官
東北農政局田沢二期農業水利事業所長　中村　出

３　担当部局　　東北農政局田沢二期農業水利事業所　工事第二課　工事係
〒014-0052　秋田県大仙市大曲川原町９－１７
電話　0187-66-3255

４　工事内容等

（１）　工 事 名　　田沢二期農業水利事業
田沢疏水左岸幹線用水路他補完（その１）工事

（２）　工事場所　　秋田県仙北市角館町広久内字大広久内地内他

（３）　工事内容　　別冊図面及び別冊仕様書等のとおり

（４）　工　　期　　令和６年12月25日まで

（５）　本工事は、提出された技術資料に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））の適用工事である。
また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

（６）　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

（７）　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

（８）　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事である。

（９）　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

（10）　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

（11）　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願**「別記様式８」**を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。

（12）　本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法」による工事である

（13）　本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。

（14）　本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）」及び「現場管理費のうち労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）」（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

（15）　本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費（建設機械の運搬費）及び準備（伐開・除根・除草費）」（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

（16）　本工事は、建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

（17）　本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（18）　本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（19）　本工事は、週休２日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休２日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休２日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（20）　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて「東北農政局工事成績等評定実施要領」（平成28年４月１日付け27北総第973号東北農

政局長通知）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

（21） 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの試行工事である。

（22） 本工事は、工期の前に建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。

（23） 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（24） 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

（25） 本工事は、契約手続きにかかる書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

５　競争参加資格

（１） 次に掲げる条件を満たしている者であること。

① 予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③ 東北農政局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事かつ建築一式工事Ｂ等級、Ｃ等級又はＤ等級」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再認定を受けていること。

④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記③の再認定を受けた者を除く。

⑤ 次に掲げる施工実績を有すること。

ア 平成21年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。

イ 「同種工事」とは、「水路・管路工事（補修工事のみでも可）」とする。施設規模については問わない。

ウ 当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が65点未満のものを除く。

⑥ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間で、詳細は特別仕様書による。）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては、工事現場への専任を要し

ない。

なお、本工事は余裕期間を設定しており、特別仕様書に示す余裕期間内で着手までの間は、技術者等（現場代理人を含む）の配置は必要なく、着手日までに配置できること。

ア　１級若しくは２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者とする。

ａ　１級又は２級建設機械施工技士の資格を有する者

ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者

イ　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

ウ　上記⑤に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあっては、一人の主任技術者又は監理技術者が上記⑤に掲げる同種工事の施工経験を有すること。

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

「同種工事」とは、**「水路・管路工事（補修工事のみでも可）又は土工事」**とする。施工規模については問わない。

エ　主任技術者又は監理技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、「恒常的な雇用関係」とは入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑦　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15北総528号（経）東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧　当該工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑨　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑩　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑪　次に掲げる届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

６　設計業務等の受注者等

（１）　上記５の（１）⑧の「当該工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

キタイ設計 (株)

（２）　上記５の（１）⑧の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当するものである。

①　当該受注者の発行済株式総数の 100分の 50を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100分の 50を超える出資をしている建設業者

②　建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

７　一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札に関する事項

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、東北農政局競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

（１）　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

①　子会社等（会社法（平成 18年法律第 86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

②　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

①　一方の会社等（会社法施行規則（平成 18年法務省令第 12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11年法律第 225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14年法律第 154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

ａ　会社法第２条第 11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ　会社法第２条第 12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ　会社法第２条第 15号に規定する社外取締役

ｄ　会社法第 348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ　会社法第 402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ　会社法第 575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 509条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ　組合の理事

オ　その他業務を執行する者であって、上記アからエまでに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（３） その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（１）又は（２）と同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

８　総合評価に関する事項

（１） 評価項目及び評価基準

評価項目は次に示す事項とし、評価項目の詳細及び評価基準は**別紙－１**のとおりである。

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② 企業評価

（２） 総合評価の方法

① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を30点とする。

② 「標準点」は、上記５の競争参加資格に掲げる条件を満たしている者に100点を与える。

③ 「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、上記（１）の①の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

④ 「加算点」の算出方法は、上記（１）の②について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点30点を評価点の最高点（満点） 32.5点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

（加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点30.0点）／評価点の最高点（満点） 32.5点））

⑤ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）は、入札参加者の「標準点」、「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格。以下「評価値」という。）により行う。

⑥ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

（修正後の加算点＝加算点×（施工体制評価点／ 30点 ））

９　申請書及び確認資料の提出

（１） 本競争の参加希望者は、上記５に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間　別表１①に示す日時。ただし、配置予定技術者に関する技術者資料については、下記20の（１）③のとおり別途連絡する。

② 提出方法　申請書及び確認資料の提出は、電子入札システムにより行うこと。ただし、配置

予定技術者に関する技術者資料については、下記20の（１）③のとおりとする。

発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便や宅配便など配達の記録が残るものに限る。提出期限内必着）するものとする。

③　提出場所　上記３に同じ。

（２）　申請書は、**別記様式１－１**により作成すること。

（３）　確認資料は、次に従い作成すること。

上記５の（１）⑤の同種工事の施工実績及び上記５の（１）⑥の配置予定技術者の施工経験の確認を行うにあたっては、我が国における同種工事の施工実績をもって行う。

なお、下記①の同種工事の施工実績及び下記②の配置予定技術者の同種工事の施工経験については、平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。

①　施工実績

ア　上記５の（１）⑤に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績（１件でよい）を**別記様式２**に記載すること。

イ　上記アの同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び工事内容が確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（以下「CORINS」という。）に登録されている場合で、工事内容まで確認できる場合は、その写しを添付することにより、契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を提出する必要はない。

②　配置予定技術者

配置予定の技術者に関する資料については、開札後に提出を求めるものとし、申請時点での提出の必要はない。

資料の作成及び提出については、下記20によるものとする。

③　資本関係又は人的関係に関する申告

上記５の（１）⑨の同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、上記７に掲げる資本関係又は人的関係にある者に関する情報について、**別記様式４**に記載し申告すること。

なお、**別記様式４**により申告した関係者が本工事の入札に参加した場合には、当該工事への参加資格をなしとし、入札書を無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

（４）　企業評価に係る確認資料は、**別紙－１**により作成するものとし、**別記様式５**に記載のうえ、申請書と合わせて提出すること。

（５）　その他

①　申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③　提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

④　提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は、特別な理由がない限り認めない。

⑤　申請書及び確認資料に関する問い合わせ先は、上記３に同じ。

⑥　電子入札システムにより申請書及び確認資料を提出する場合は、次による。

ア　申請書及び確認資料は、次表のいずれかのファイル形式にて作成することとし、ファイルの総容量を10MB以内とすること。ただし、**別記様式５**は、ファイル形式「Microsoft Excel」とする。また、ファイル数はなるべく３つ以内として１つのフォルダにまとめ、zip形式等により圧縮して送信することを認める。

ファイル形式	・Microsoft Word ・Microsoft Excel ・PDF形式 ・RTF形式
ファイル圧縮形式	・Lzh形式、Lha形式又はzip型式（自己解凍方式は不可）

イ　やむを得ず10MBを超える場合は、10MBの範囲内で電送可能な資料は全て送信するものとし、その際、次表の資料（**別記様式１－１、１－２、２、４及び５**）については、必ず電子入札システムにより電送すること。

なお、不足分については、電送済みの資料と併せ、提出期間の最終日午後３時（必着）までに持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着）すること。また、参考資料が電送できなかった場合は、CD-Rも併せて提出すること。

様　式	名　　称	提出形式
別記様式１－１	競争参加資格確認申請書	
別記様式１－２	競争参加確認資料の提出内容一覧表	
別記様式２	同種の工事の施工実績	
別記様式４	資本関係又は人的関係に関する申告書	
別記様式５	企業評価及び技術者評価に係る評価項目毎の該当状況	Excel

ウ　詳細は、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）（東北農政局ホームページ：https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html）によるものとする。

⑦　紙入札方式により申請書及び確認資料を提出する場合は、紙に印刷したものに併せて、**別記様式５**をCD-Rに収めて提出場所に提出すること。

⑧　提出する資料について、既発注工事（令和５年度で契約担当官が同一の場合に限る。）で提出した資料と同一となる場合は、**別記様式１－２**にその旨を記載することにより、同一となる資料の提出を省略することができるものとする。

なお、既発注工事で提出した資料の内容と今回求める内容が異なる場合、又は既発注工事の名称に誤りがある場合は、資料の提出がなかったものとして取扱うものとする。

10　競争参加資格の確認等

（１）　競争参加資格の確認

①　競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その

結果は、別表１④に示す期日までに通知する。

② 上記５の（１）③の認定を受けていない者又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、上記５の（１）①、②及び⑤から⑪までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記５の（１）③、④に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記５の（１）③、④に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

③ 上記５の（１）⑤の施工実績及び上記５の（１）⑥の配置予定技術者の施工経験は、申請書及び資料の提出期限の日までに完成検査を了しているものを認めるものとし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに引き渡しが未了である場合は、開札までに引き渡しが完了していることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時までに引き渡しが完了したことを確認できる資料を提出しなければならない。

（２） 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

① 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 別表１⑤に示す期日

イ 提出方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。

ウ 提出場所 上記３に同じ。

② 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表１⑥に示す期日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

（３） 再苦情申立て

① 上記（２）の②の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、上記（２）の②の回答書を受け取った日から７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して、再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う。

② 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

ア 受付窓口 上記３に同じ。

イ 受付時間 午前９時から午後５時まで（行政機関の休日を除く。）

③ 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

上記３に同じ。

11 入札説明書に対する質問

（１） この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

① 提出期間 別表１②に示す日時。ただし、**公告日に開示する積算参考資料に対する質問については、別表１①に示す申請書及び確認資料の提出期間とする。**

② 提出方法　**別記様式13**（ファイル形式「Microsoft Word」）に記載のうえ、下記③宛てに提出すること。

なお、電子メールにて提出する場合には、送信後にその旨を電話にて連絡し、必ず着信を確認すること。

また、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着）により提出する場合は、質問をCD-Rに収めて、書面と併せて提出すること。

ファクシミリによるものは受け付けない。

③ 場　　所　東北農政局田沢二期農業水利事業所　工事第二課　工事係

〒014-0052　秋田県大仙市大曲川原町９－１７

電話　0187-66-3255

（２）　上記（１）の質問に対する回答書は、質問を受理した日の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日を除く。）に電子入札システムにて回答するほか、閲覧に供する。

なお、提出期限の日に受理した質問に対する回答書は、次の期間に回答する。

① 期　　間　別表１③に示す日時。**ただし、公告日に開示する積算参考資料に対する質問については、別表１④に示す競争参加資格の確認結果の通知の日までに回答する。**

② 閲覧場所　上記３に同じ。

12　入札保証金及び契約保証金

（１）　入札保証金　免除する。

（２）　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行大曲代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁　東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は請負代金額の10分の３以上とする。

13　入札手続等

（１）　入札は、電子入札システムを用いて行うこと。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（２）　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

14　入札書の受領期限等

（１）　初回の入札

①　電子入札システムによる場合

ア　入札の締切り　別表１⑦アに示す期日

イ　そ　の　他　システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕をもって入札金額の送信を行うこと。

②　紙入札方式により持参する場合

ア　入札の締切り　別表１⑦イに示す期日

イ　提　出　先　上記３に同じ。

ウ　そ　の　他　分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

③　紙入札方式により郵送する場合

ア　入札の締切り　別表１⑦ウに示す期日　午後４時

イ　送　付　先　〒014-0052　秋田県大仙市大曲川原町９－１７
東北農政局田沢二期農業水利事業所　庶務課　経理係
電話　0187-66-3255

ウ　そ　の　他　分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

（２）　再度の入札

初回の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、直ちに再度の入札を行う。なお、郵送による入札がある場合には、別途連絡する。

15　工事費内訳書の提出

（１）　工事費内訳書の提出方法

①　電子入札システムによる場合

第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（**別記様式６**）を電子入札システムにより提出を求める。確認の後、さらに工事費内訳書に対する明細書（**別記様式７**）の提出を求める場合があるため、速やかに提出できるように準備すること。

②　紙入札方式により持参する場合

第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（**別記様式６**）の提出を求める。確認の後、さらに工事費内訳書に対する明細書（**別記様式７**）の提出を求める場合があるため、速やかに提出できるように準備すること。

③　紙入札方式により郵送する場合

第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（**別記様式６**）及び工事費内訳書に対する明細書（**別記様式７**）を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

（２）　その他

①　工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出

を求めるものであり、開札時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないとき又は提出された工事費内訳書に不備があるときは、東北農政局競争契約入札心得第７条に該当するものとして入札を無効とする。なお、工事費内訳書に不備があるときとは、別表各号に掲げるものに該当すると認められる場合とする。

② 工事費内訳書は、返却しない。

③ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

④ 提出された工事費内訳書について、説明を求めることがある。

＜別表＞

１ 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	（１）	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	（２）	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	（３）	他の工事の工事費内訳書である場合
	（４）	白紙である場合
	（５）	工事費内訳書が特定できない場合
	（６）	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
２ 記載すべき事項が欠けている場合	（１）	内訳の記載が全くない場合
	（２）	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
３ 添付すべきではない書類が添付されていた場合	（１）	他の工事の工事費内訳書が添付されていた場合
４ 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	（１）	発注者名に誤りがある場合
	（２）	発注案件名に誤りがある場合
	（３）	提出業者名に誤りがある場合
	（４）	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
５ その他未提出又は不備がある場合		

16 開 札

（１） 開札の日時

開札は、次に掲げる日時及び場所において行う。ただし、上記 10の（１）により、競争参加資格がないと認められた者から、説明を求められたときは、入札及び開札を延期する。

① 初回入札の開札

ア 日 時 別表１⑧に示す日時

イ 場 所 0014-0052 秋田県大仙市大曲川原町９－１７

東北農政局 田沢二期農業水利事業所 入札室

② 再度入札の開札

上記14の（２）の場合は、日時及び場所の詳細を別途連絡する。

（２） 開札時の立ち会い

入札参加者が電子入札システムにより入札した場合は、開札時の立会いは不要とするが、承諾を得て紙による入札を行う者は、開札時に立ち会うこと。なお、紙による入札参加者が１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、分任支出負担行為担当官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

17 入札の無効

本公告及び入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時点において指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他開札時点において上記５に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

18 施工体制確認のためのヒアリングの実施及び追加資料の提出

（１） ヒアリング

施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかにヒアリングを実施する。

なお、調査基準価格以上の有効な価格で申し込みをした入札参加者に対しては、ヒアリングに換え「施工体制確認票」の提出を求めることがある。調査基準価格は、**別紙－２**による。

① ヒアリングに関する連絡

開札後、別表１⑨に示す期日までに、入札参加者あてに電子入札システムにより連絡する。なお、予定価格を超過した入札参加者には連絡を行わない。

② ヒアリング日時 別表１⑩に示す日時。施工体制確認票による場合は、電子入札システムにより送付するので、必要な事項を記入し、別表１⑪に示す期日までに提出すること。

③ ヒアリング場所 東北農政局 田沢二期農業水利事業

④ 追加資料の提出

ア 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条の基準に基づく価格（調査基準価格）に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料（追加資料様式１～11）の提出を求める。追加資料様式は、別紙－２による。ただし、様式11はコスト縮減を申し出る者のみ提出するものとする。

イ 追加資料を提出すべき旨の連絡は、上記①の連絡の際に併せて対象者あて連絡する。

ウ 追加資料の提出期限は、別表１⑫に示す期日までとする。

なお、開札後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合があり、この際

に追加資料の提出の意向のない者については、開札後、追加資料の提出を行わない旨を、別表１⑬に示す期日までに書面にて提出するものとする。詳細は、上記①の連絡の際に連絡する。

追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする、

エ　追加資料の各様式に記載した内容を立証するため、追加資料と合わせて入札者が必要と認める添付書類を提出することができる。

オ　いったん提出された追加資料及び添付資料の修正及び再提出は認めない。

⑤　その他

ア　入札参加者別のヒアリングは原則１回とし、日時及び場所の詳細については別途連絡する。

イ　ヒアリングの対応者は、工事費内訳書及び追加資料の内容を説明できる者とする。なお、上記④のアに該当する者については、ヒアリングの際、説明者及び配置予定技術者を含む最大３名までを出席させるとともに、工事費内訳書及び追加資料の記載内容の確認を行うため、それぞれの根拠となる資料を持参すること。

ウ　上記④のアに該当する者以外の入札参加者についても、ヒアリングのための追加資料を求めることがある。

エ　追加資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合又は追加資料の記載内容が適正でない（未記載、未定を含む。）場合は、入札を無効とすることがある。

オ　上記 14の（２）の再度の入札を実施する場合は、ヒアリングの日程等を別途連絡する。

カ　施工体制に関する審査方法は、**別紙－２**による。

また、施工体制の評価結果に応じて、加算点を減ずる措置を行う。

（２）　重点的な調査

入札参加者の申込みに係る価格（ＶＥ提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を上記（１）の④ア追加資料様式 11の資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用の項目ごとの金額に、直接工事費については 90%、共通仮設費については 80%、現場管理費については 80%、一般管理費については 30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に 100分の 110を乗じて得た金額をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

19　落札者の決定方法

（１）　上記８に定める「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

また、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが

公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

（２）　落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、**別紙－３**による予決令第86条の調査を行うものとする。

20　配置予定の技術者の確認

（１）　配置予定技術者について、建設業法に従って当該工事に配置できるかを審査するため、開札後に評価値が１位の者に対して、競争参加資格要件を満たすことを確認する技術者資料の提出を求める。

なお、技術者資料を提出した者が要件を満たさない場合は、その者の入札を無効とし、評価値が２位の者に技術者資料の提出を求めて要件を確認する。

①　配置予定技術者の資格要件は上記５の（１）⑥による。

②　技術者資料は次に従い作成し、提出すること。

上記５の（１）⑥の配置予定技術者の施工経験の確認を行うにあたっては、我が国における同種工事の施工実績をもって行う。

なお、配置予定技術者の同種工事の施工経験については、平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。

ア　上記５の（１）⑥に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験（１件でよい）及び資料提出時における他の工事の従事状況等を**別記様式３**に記載すること。

イ　配置予定技術者の同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し及び工事内容が確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、CORINS等に登録されている場合で、工事内容まで確認できる場合は、その写しを添付することにより、契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を提出する必要はない。

ウ　配置予定技術者の同種工事の施工経験において、工事期間と従事期間が相違する場合には、工事期間内に当該工事で必要な施工経験を確認できる資料（工事実施工程と工事量及び配置予定技術者の従事期間に関する資料）を提出すること。また、CORINS等に従事期間が登録されていない場合は、**別紙－４**の「従事証明書」を代表者名で提出すること。

その従事期間における工事量が当該工事で必要な施工経験を満たさない場合又は全工期に従事していない配置予定技術者が工事の経験が分かる資料を提出しない場合は、施工経験として認めない。配置予定技術者の同種工事の施工経験は、同種工事に該当する工種の施工期間の３分の２又は８箇月以上従事した工事とする。

エ　配置予定技術者の従事役職を監理技術者とする場合は、監理技術者資格者証の写し（両面）を提出すること。確認資料の提出期限の日において、監理技術者資格者証又は監理技術者講習の有効期間が過ぎている場合は、本工事の契約までに確実に再取得が可能な資料等を提出した場合を除き配置予定技術者として認めない。

オ　実際の施工に当たって技術者資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない場合に限る。

カ　他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、落札決定までに入札の辞退を別記様式 10により速やかに行わなければならない。

キ　これらの行為を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行う。

③　提出方法

ア　資料提出の連絡

上記 18のヒアリング後、対象者あてに速やかに連絡する。

イ　提出方法

電子メールにて提出する場合には、送信後にその旨を電話にて連絡し、必ず着信を確認すること。また、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着）により提出する場合は、資料一式の電子データを CD-R に収めて、書面と併せて提出すること。

ウ　提出場所

東北農政局田沢二期農業水利事業所　工事第二課　工事係

〒 014-0052　秋田県大仙市大曲川原町９－１７

電話　0187-66-3255

Email：toshiaki_takahash380@maff.go.jp

エ　提出期限

対象者あてに別途連絡する。なお、提出後の修正及び再提出は認めない。また、記載内容が適正でない場合は、入札を無効とする。

オ　そ の 他

技術者資料は総合評価における加算点とはしない。

（２）　落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者又は監理技術者の変更は認められない。

（３）　落札決定後、落札者となった者は、契約締結までに、配置予定の主任技術者又は監理技術者が営業所の専任技術者と重複していないことを確認するため、建設業法（昭和 24年法律第 100号）第７条第２号又は第 15条第２号に掲げる基準を満たしていることを証する書面（建設業法施行規則（昭和 24年７月 28日建設省令第 14号）に定める専任技術者証明書（様式第八号（１）又は様式第八号（２））の写しを提出すること。

21　契約書作成の要否

工事請負契約書（例）により、工事請負契約書を作成するものとする。

22　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し。

23　支払条件

前金払は、請負代金額の40%以内とする。ただし、予決令第86条に規定する調査を受けた者と契約に係る前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

24　談合等不正行為があった場合の違約金等

（１）　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

①　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

②　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

③　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（２）　受注者が上記（１）の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

25　契約締結後の技術提案

（１）　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発

注者に提案（以下「契約後ＶＥ提案」という。）できる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金の変更を行うものとする。詳細については、特別仕様書等による。

（２）　契約後ＶＥ提案の内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

（３）　発注者が契約後ＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、契約後ＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

（４）　総合評価落札方式の技術提案事項については、契約後ＶＥ提案の対象としない。

26　電子入札システム

（１）　電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、**別記様式９**にその理由を記載し、承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

（２）　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に代える場合がある。

（３）　電子入札システムに係る運用については、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）によるものとする。（東北農政局ホームページ：https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html）

（４）　電子入札システムについての問い合わせ先

農林水産省　電子入札ヘルプデスク

TEL:048-254-6032（代表）　FAX:048-254-6041

質問のメールを送信する際には、会社名（機関名）、部署名、役職、氏名、連絡先をご記入下さい。

Email: help@maff-ebic.go.jp

27　関連情報を入手するための照会窓口

上記３に同じ。

28　その他

（１）　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。

（２）　入札参加者は、東北農政局競争契約入札心得及び工事請負契約書（例）を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。

（３）　申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格がないものとするとともに、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（４）　落札者は、**別記様式３**に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

（５）　競争参加資格確認申請後に申請を取り下げる場合は、**別記様式10**にその理由を記載し、次の場所に持参、郵送又は託送により提出すること。

また、競争参加資格確認通知後に参加資格を認められた者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより入札辞退届を提出するとともに、別途、**別記様式10**にその理由を記載し、次

の場所に持参、郵送又は託送により提出すること。

提出場所　東北農政局田沢二期農業水利事業所　工事第二課　工事係
〒014-0052　秋田県大仙市大曲川原町９－１７
電話　0187-66-3255

（６）　別冊図面及び別冊仕様書等

①　上記４の（３）「別冊図面及び別冊仕様書等」とは、次の図書とする。

ア　特別仕様書

イ　現場説明書

ウ　図面

エ　東北農政局競争契約入札心得

オ　工事請負契約書（例）

②　上記①の図書のうち、「東北農政局競争契約入札心得」及び「工事請負契約書（例）」については、東北農政局ホームページ（https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html）の【発注・入札情報、その他公表事項】よりダウンロードできる。

③　競争参加資格確認の通知日において「別冊図面及び別冊仕様書等」の再交付を行う場合がある。

（７）　当該手続等についての問い合わせ先

上記３に同じ。

（８）　被災地域における被災農林漁家等の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災農林漁家等の雇用においては、賃金等の支払いが適正、かつ、遅滞なく行われるよう配慮すること。

（９）　下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

①　受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人としない。

②　受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。

ア　指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

イ　工事成績評定等の減点を行う。

ウ　受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10分の１に相当する額を発注者に支払わなければならない。

③　上記②に掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。

ア　指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

イ　工事成績評定等の減点を行う。

ウ　当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の５に相当する額を発注者に支払わなければならない。

（10）　電子契約システムについて

①　本件は、契約手続にかかる書類の接受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。

②　電子契約システムによりがたく、紙での契約手続を希望する者は、紙契約方式への変更承諾願（**別記様式14**）を提出しなければならない。

③　電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

（11）　積算参考資料の取り扱いについて

積算参考資料については、競争参加資格の確認結果の通知の日に改めて開示することとしている。

（12）　積算参考資料（工程表）の取扱いについて

本工事は、入札公告時に「積算参考資料（工程表）」として概略工程表を参考配布する試行工事である。

なお、配布する「**積算参考資料（工程表）」の内容についての質問は、原則として受け付けない。**

（13）保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

別表１　入札手続に係る期間等

①	申請書及び確認資料の提出期間 令和６年３月28日から令和６年４月９日までの午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については、午前11時30分までとする。（注）
②	入札説明書に対する質問の受領期間 令和６年３月28日から令和６年４月18日まで（競争参加資格要件等に係る質問については令和６年３月28日から令和６年４月４日まで）の午前９時30分から午後５時まで。ただし、最終日については午前11時30分までとする。（注）
③	上記②に対する回答期間 令和６年３月28日から令和６年４月22日まで（競争参加資格要件等に係る質問については令和６年３月28日から令和６年４月５日まで）の午前９時30分から午後５時まで。ただし、開始日はともに午後３時からとする。（注）
④	競争参加資格の確認結果の通知 令和６年４月16日までに電子入札システムにより行うものとし、書面による通知は行わない。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は書面で通知する。
⑤	競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明要求期限：令和６年４月23日午後５時まで
⑥	上記⑤に対する回答期限：令和６年４月25日まで
⑦	入札書の受領期限：受付開始は令和６年４月24日　午前９時から ア　電子入札システムによる入札の締め切り　：令和６年５月８日　午前９時30分 イ　紙入札方式により持参する入札の受領期限：上記アと同じ ウ　郵送による入札の受領期限　：令和６年５月７日　午後４時00分
⑧	開札日時：令和６年５月８日　午前10時30分
⑨	施工体制確認のためのヒアリングに関する連絡期日：令和６年５月８日まで
⑩	施工体制確認のためのヒアリング日時 令和６年５月９日から令和６年５月13日までの午前９時30分から午後５時まで。（注）
⑪	施工体制確認票の提出期限日：令和６年５月９日午後５時まで
⑫	施工体制確認のための追加資料の提出期限日：令和６年５月10日午前11時30分まで
⑬	施工体制確認のための追加資料の提出を行わない旨の書面提出期限日：令和６年５月９日午前11時30分まで

（注）行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。

別紙－１　評価の基準

（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））

１ 施工体制評価点（ 30点）について

評価項目	評　　価　　基　　準	評価点
① 品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる。	15
	品質管理に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる。	5
	その他	0
② 施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる。	15
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる。	5
	その他	0

２ 加算点（ 30点）について

企業評価について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点 30 点を評価点数の最高点（満点） 32.5 点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。（加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点 30点／評価点数の最高点（満点） 32.5点））

（１）企業評価項目と評価基準

評　価　項　目	評　価　基　準	評価点
①　同種工事の施工経験 全国発注機関における過去 10年間（年度）の同種工事の施工実績 **同種工事：水路・管路工事（補修工事のみでも可）**	同種工事の施工実績を有する。 施工規模については問わない。	30
	同種工事の施工実績なし。	0
②　ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況	次に掲げるいずれかの認定等を受けている ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27年法律第 64号。（以下「女性活躍推進法」という。））に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※１ ・次世代育成支援対策推進法（平成 15年法	0.5

	律第120号（以下「次世代法」という。））に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）※２ ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。（以下「若者雇用促進法」という。））に基づく認定（ユースエール認定企業）※３	
	上記に該当しない。	0
③　賃上げの実施の表明	令和６年４月以降に開始する最初の事業年度又は令和６年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨、従業員に表明している。 【大企業】	2
	令和６年４月以降に開始する最初の事業年度又は令和６年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している。 【中小企業等】	
	上記に該当しない。	0

①　同種工事の施工経験について

・　全国発注機関とは、政府調達に関する協定　付属書Ⅰ　付表１～３に掲げる機関（中央政府、地方政府、その他）又は市町村の機関とする。

・　過去 10年間（年度）とは、**H26年度（H25.4.1）～R5年度（R6.3.31）**の期間とする。

・　工事に係る取引において、当該事業者又は当該事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が行った入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14年法律第 101号）、刑法（明治 40年法律第 45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22年法律第 54号）又は国家公務員法（昭和 22年法律第 120号）に違反した行為が認められた工事は、企業及び技術者の工事実績の評価の対象から除外する。

②　ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況について

「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況」は、以下について評価の対象とする。

※１　女性活躍推進法第９条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業（第９条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、又は同法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（**常時雇用する労働者の数が100人以下**のものに限る。）

※２　次世代法第13条又は第15条の２の規定基づく認定を受けている企業

※３　若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業

③　賃上げ実施の表明について

「賃上げの実施の表明」について加点を希望する入札参加者は、**企業評価様式２**の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。共同企業体が加点を受けるには、各構成員による表明が必要である。

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行い、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から１年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に、当該入札における加点に１点を加えた点を減点するものとする。

詳細は、別紙１－１「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点について」による。

（２）企業評価に係る評価項目毎の該当状況を証明できる資料の提出について

企業評価に係る評価項目毎の該当状況については、**「別記様式５」**に記載のうえ、「評価項目毎の該当状況を証明できる資料」を添付すること。「評価項目毎の該当状況を証明できる資料」とは次の資料とする。提出された証明書類等の修正、追加は認めないことから提出にあたっては間違いのないよう十分注意すること。

評　価　項　目	評価項目毎の該当状況を証明できる資料
①　同種工事の施工経験 全国発注機関／過去 10 年間（年度）	施工実績が証明できる「工事カルテ」等の写しを提出すること。
②　ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況	認定の取得状況を**企業評価様式１－１**又は**企業評価様式１－２**に記入の上、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届の写し等）を添付し提出すること。
③　賃上げ実施の表明	加点を希望する際には、従業員への賃金引上げ計画の表明書（**企業評価様式２**）を提出すること。 ※詳細は別紙－１－１「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点について」を参照のこと。

別紙－１－１

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和３年11月８日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式よる直轄工事においては、以下により賃上げ実施企業に対して加点措置を行うこととする。

１．適用対象

令和４年４月１日以降に契約を締結する総合評価落札方式による直轄工事

２．評価点

評価項目	評　価　基　準	評価点
【企業評価】 賃上げの実施の表明	令和６年４月以降に開始する最初の事業年度又は令和６年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨、従業員に表明している。 【大企業】	簡易Ⅱ型は２点
	令和６年４月以降に開始する最初の事業年度又は令和６年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している。 【中小企業等】	

３．加点を希望する際の提出資料

本項目の加点を希望する入札参加者は、**企業評価様式５「従業員への賃金引上げ計画の表明書」**（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

４．賃上げ実績の確認

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙－１－１－１①又は別紙－１－１－１②の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として、当該事業年（度）分及びその前年（度）分の「法人事業概況説明書」（別紙－１－１－２）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙１－１－３）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年

度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙－１－１－２）の「「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙－１－１－２の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙－１－１－３）の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ⓐ 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、暦年単位の場合は別紙－１－１－３の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の確認に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙－１－１－４のとおりである。

（※）上記資料を提出する際には、受注案件名を記載した任意の書面も併せて提出すること。複数の受注案件がある場合は全ての受注案件を記載して一度に提出することも可能とする。なお、その場合の別紙－１－１－２又は別紙－１－１－３は１件分の提出で構わない。

契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該契約の相手方の事業年度等が終了した後、速やかに東北農政局総務部会計課が確認を行う。本項目で加点を受けた契約の相手方は、上記に示す書類を事業年度等終了月の末日から３ヶ月以内に、東北農政局総務部会計課事業経理調整係に提出するものとする。

問合せ先、提出場所又は提出方法は以下のとおり。

①問合せ先及び提出場所

〒980-0014　宮城県仙台市青葉区本町３－３－１　仙台合同庁舎Ａ棟
東北農政局総務部会計課事業経理調整係
電話番号　022－263－1111　内線　4227
E-mail：Tohoku_tinage@maff.go.jp

②提出方法

電子メール、持参又は書留郵便等（書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同上第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便）により提出すること。

５．賃上げ基準に達していない者に対する措置

上記４．の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から１年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成と

なった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に１点を加えた点を減点するものとする。

６．その他留意事項

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

別紙１－１－１①

【大企業用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

１　賃上げ実績

前年 (度)の給与等平均受給額 ①	当年 (度)の給与等平均受給額 ②	賃上げ率 （②／①－１） × 100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

２　使用した書類

□	法人事業概況説明書
【算出方法】「「10 主要科目」の（労務費＋役員報酬＋従業員給料）」÷「「４期末従業員等の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較する	

□	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「「１給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」÷「人員」で算出した金額を前年と比較する	

（注）使用した書類の左欄の□に「√」を付してください。

年　月　日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名　○○　○○

（留意事項）

１．前年 (度)分と当年 (度)分の「法人事業概況説明書」（別紙－１－１－２）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙－１－１－３）の写しを添付してください。

別紙１－１－１②

【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ実績整理表

１　賃上げ実績

前年 (度)の給与総額　①	当年 (度)の給与総額　②	賃上げ率（②／①－１）× 100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

２　使用した書類

□	法人事業概況説明書
【算出方法】「「10主要科目」の（労務費＋役員報酬＋従業員給料）」で算出した給与総額を前年度と比較する	

□	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「「１給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」で算出した給与総額を前年と比較する	

（注）使用した書類の左欄の□に「√」を付してください。

年　月　日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名　○○　○○

（留意事項）
１．前年 (度)分と当年 (度)分の「法人事業概況説明書」（別紙－１－１－２）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙－１－１－３）の写しを添付してください。

（別紙－1－1－2）

法人事業概況説明書

FB1006

税務署受付印

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号

この用紙はとじこまないでください

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

法人名	屋号（　　） 電話（　　）－	事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日
法人番号		自社ホームページの有無	◯有 ◯無　（自社ホームページアドレス）
税務署処理欄			

1 事業内容　（　　）業

2 支店・子会社の状況

(1) 支店	国内	支店・店舗数	
	海外	支店・店舗数	
		所在地国1	従業員数
		所在地国2	従業員数
(2) 子会社	国内	国内子会社の数	
	海外	海外子会社の数	うち出資割合が50%以上の海外子会社の数
		子会社名称	出資割合%
		子会社名称	出資割合%

3 海外取引状況

(1) 取引種類	◯輸入 ◯輸出 ◯無	取引金額（百万円）	
輸入	相手国	主な商品	
輸出	相手国	主な商品	
(2) 輸出入以外の海外取引	◯有 ◯無 ◯その他	◯手数料 ◯ロイヤルティー ◯役務の提供 ◯証券の売買 ◯金銭の貸借 ◯不動産の売買	（　　）

4 期末従事員等の状況

(1) 期末従事員の状況（単位・人）	常勤役員
	計
	計のうち代表者家族数
	計のうちアルバイト数
(2) 賃金の定め方	◯A固定給 ◯B歩合給 ◯AB併用
(3) 社宅・寮の有無	◯有 ◯無

5 PC利用状況

(1) PCの利用	◯有 ◯無
(2) POCのS	◯Windows ◯Mac ◯Linux ◯その他（　　）
(3) PCの利用形態	◯財務管理 ◯給与管理 ◯在庫・販売管理 ◯生産管理
(4) 会計ソフトの利用等	◯有 ◯無
(5) 会計ソフト名	
(6) メールソフト名	
(7) データの保存先	◯クラウド ◯外部記録媒体 ◯PCサーバ

6 販売形態

(1) 電子商取引（インターネット取引）	◯有・売上 ◯有・仕入 ◯有・経費 ◯無
(2) 販売チャネル 注1	◯自社HP ◯他社HP

7 株主又は株式所有異動の有無　◯有 ◯無

8 経理の状況

(1) 管理者	区分	氏名	代表者との関係
	現金		◯親族 ◯他人
	通帳		◯親族 ◯他人
(2) 試算表の作成状況	◯毎月 ◯おおむね月ごと ◯決算時のみ		
(3) 源泉徴収対象所得	◯給与 ◯報酬・料金 ◯利子等 ◯配当 ◯非居住者 ◯退職		
(4) 消費税	当期課税売上高（単位：千円）		
	経理方式	◯税抜経理方式 ◯税込経理方式	
(5) 社内監査	実施の有無	◯有 ◯無	（　　）

9 役員又は役員報酬額の異動の有無　◯有 ◯無

10 主要科目（単位・千円）　※各科目の単位：千円

「10主要科目」・「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

売上（収入）高		特別損失	
上記のうち兼業売上(収入)高		税引前当期損益	
売上（収入）原価		資産の部合計（負債の部合計＋純資産の部合計）	
売上原価のうち	期首棚卸高	資産のうち	現金預金
	原材料費（仕入高）注2		受取手形 ※貸倒引当金控除前
	労務費 ※福利厚生費等を除いてください		売掛金 ※貸倒引当金控除前、注3
	外注費		棚卸資産（未成工事支出金）
	期末棚卸高		貸付金
	減価償却費		建物 ※減価償却累計額控除後
	地代家賃		機械装置 ※減価償却累計額控除後
売上（収入）総利益			車両・船舶 ※減価償却累計額控除後
販管費のうち	役員報酬		土地
	従業員給料	負債の部合計（資産の部合計－純資産の部合計）	
	交際費	負債のうち	支払手形
	減価償却費		買掛金 注3
	地代家賃		個人借入金
営業損益			その他借入金
特別利益		純資産の部合計（資産の部合計－負債の部合計）	

注4　※各科目の単位：千円

11代表者に対する報酬等の金額	報酬	貸付金		仮払金	
賃借料	支払利息	借入金		仮受金	

注1　(1)の有・売上欄に該当がある場合
注2　運送業においては燃料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
注3　金融業・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。
注4　「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社（貴法人）が同族会社の場合に記載してください。

12 事業形態		
(1) 兼業の状況	(兼業種目)	(兼業割合) %
(2) 事業内容の特異性		
(3) 売上区分	現金売上 %	掛売上 %

13 主な設備等の状況	

14 決済日等の状況				
売上	締切日		決済日	
仕入	締切日		決済日	
外注費	締切日		決済日	
給料	締切日		支給日	

15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称	

16 税理士の関与状況			
(1) 氏名			
(2) 事務所所在地			
(3) 電話番号			
(4) 関与状況	◯ 申告書の作成	◯ 調査立会	◯ 税務相談
	◯ 決算書の作成	◯ 伝票の整理	◯ 補助簿の記帳
	◯ 総勘定元帳の記帳	◯ 源泉徴収関係事務	

17 加入組合等の状況	
(役職名)	
(役職名)	
営業時間	開店 時 閉店 時
定休日	毎週 (毎月) 曜日 (日)

18 月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収税額		従事員数
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円	人
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	計									
	前期の実績									

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

19 当期の営業成績の概要	

（別紙－1－1－3）

FE0104

令和 □□ 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

（所得税法施行規則別表第5（8）、5（24）、5（25）、5（26）、6（1）及び6（2）関係）

署番号	□□□□□

税務署受付印	令和　年　月　日提出 税務署長　殿	事業種目		整理番号	□□□□□□□□□

提出者				
住所又は所在地	電話（　－　－　）	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	□	提出媒体：1 給与 □□　2 退職 □□　3 報酬 □□　4 使用 □□　5 譲受 □□　6 斡旋 □□
（フリガナ）		（フリガナ）		
氏名又は名称		作成担当者		本店等一括提出：有 ○　否 ○ 翌年以降送付
個人番号又は法人番号(注)	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄にし、ここから記載してください。 □□□□□□□□□□□□			
（フリガナ）		作成税理士署名	電話（　－　－　）	税理士番号 □□□□□□
代表者氏名				

1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）

区分	人員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支払金額	源泉徴収税額
Ⓐ 俸給、給与、賞与等の総額	□□□□人	人	□□□□□□□□□円	□□□□□□□□円
Ⓐのうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金			円	円
Ⓑ 源泉徴収票を提出するもの	□□□□人		円	円
災害減免法により徴収猶予したもの	人員 □□□□人	猶予税額 □□□□円	（摘要）	

2 退職所得の源泉徴収票合計表（316）

区分	人員	支払金額	源泉徴収税額	（摘要）
Ⓐ 退職手当等の総額	□□□□人	□□□□□□□□□円	□□□□□□□□円	
Ⓑ Ⓐのうち、源泉徴収票を提出するもの	□□□□人	円	円	

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表（309）

区分	人員 個人	人員 個人以外	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第204条に規定する報酬又は料金等：原稿料、講演料等の報酬又は料金（1号該当）	□□□□人	人	円	円
弁護士、税理士等の報酬又は料金（2号該当）	□□□□人	人	円	円
診療報酬（3号該当）	□□□□人	人	円	円
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金（4号該当）	□□□□人	人	円	円
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金（5号該当）	□□□□人	人	円	円
ホステス等の報酬又は料金（6号該当）	□□□□人	人	円	円
契約金（7号該当）	□□□□人	人	円	円
賞金（8号該当）	□□□□人	人	円	円
Ⓐ 計	実　人	実　人	□□□□□□□□□円	□□□□□□□□円
Ⓑ Ⓐのうち、支払調書を提出するもの	□□□□人	□□□□人	円	円

区分	件数	支払金額	源泉徴収税額	（摘要）
Ⓐのうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金	□□□□件	円	円	
災害減免法により徴収猶予したもの	人員 □□□□人	猶予税額 □□□□円		

4 不動産の使用料等の支払調書合計表（313）

区分	人員	支払金額
Ⓐ 使用料等の総額	人	円
Ⓑ Ⓐのうち、支払調書を提出するもの	□□□□人	円
（摘要）		

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表（376）

区分	人員	支払金額
Ⓐ 譲受けの対価の総額	人	円
Ⓑ Ⓐのうち、支払調書を提出するもの	□□□□人	円
（摘要）		

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表（314）

区分	人員	支払金額
Ⓐ あっせん手数料の総額	人	円
Ⓑ Ⓐのうち、支払調書を提出するもの	□□□□人	円
（摘要）		

税務署整理欄	通信日付印	確認	提出年月日	身元確認
			年 □□ 月 □□ 日 □□	□
			区分	
			A B C D E F G H □	

提出用

【平成28年1月1日以後提出用】

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。（電子＝14　FD＝15　MO＝16　CD＝17　DVD＝18　書面＝30　その他＝99）

(注) 平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

FE0104

令和 □□ 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

（所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係）

署番号	□□□□□		
税務署受付印	令和　年　月　日提出 税務署長　殿	事業種目	整理番号 □□□□□□□□

提出者	住所又は所在地	電話（　－　）	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	□	提出媒体	1 給与	2 退職	3 報酬	4 使用	5 譲受	6 斡旋		
	(フリガナ)		(フリガナ)										
	氏名又は名称		作成担当者							本店等一括提出	翌年以降送付		
	個人番号又は法人番号(注)	※個人番号又は法人番号は複写されません								有 ○	否 ○		
	(フリガナ)		作成税理士署名		電話（　－　－　）					税理士番号			
	代表者氏名												

1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）

区分	人員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支払金額	源泉徴収税額
Ⓐ 俸給、給与、賞与等の総額	人	人	円	円
Ⓐのうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金			円	円
Ⓑ 源泉徴収票を提出するもの	人		円	円
災害減免法により徴収猶予したもの	人	猶予税額 円	（摘要）	

2 退職所得の源泉徴収票合計表（316）

区分	人員	支払金額	源泉徴収税額	（摘要）
Ⓐ 退職手当等の総額	人	円	円	
Ⓑ Ⓐのうち、源泉徴収票を提出するもの	人	円	円	

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表（309）

区分	人員 個人	人員 個人以外	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第204条に規定する報酬又は料金等 原稿料、講演料等の報酬又は料金（1号該当）	人	人	円	円
弁護士、税理士等の報酬又は料金（2号該当）	人	人	円	円
診療報酬（3号該当）	人	人	円	円
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金（4号該当）	人	人	円	円
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金（5号該当）	人	人	円	円
ホステス等の報酬又は料金（6号該当）	人	人	円	円
契約金（7号該当）	人	人	円	円
賞金（8号該当）	人	人	円	円
Ⓐ 計	人	人	円	円
Ⓑ Ⓐのうち、支払調書を提出するもの	人	人	円	円

区分	件数	支払金額	源泉徴収税額	（摘要）
Ⓐのうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金	件	円	円	
災害減免法により徴収猶予したもの	人	猶予税額 円		

4 不動産の使用料等の支払調書合計表（313）

区分	人員	支払金額
Ⓐ 使用料等の総額	人	円
Ⓑ Ⓐのうち、支払調書を提出するもの	人	円
（摘要）		

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表（376）

区分	人員	支払金額
Ⓐ 譲受けの対価の総額	人	円
Ⓑ Ⓐのうち、支払調書を提出するもの	人	円
（摘要）		

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表（314）

区分	人員	支払金額
Ⓐ あっせん手数料の総額	人	円
Ⓑ Ⓐのうち、支払調書を提出するもの	人	円
（摘要）		

控用

【平成28年1月1日以後提出用】

(注) 平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

○ 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。（電子=14 FD=15 MO=16 CD=17 DVD=18 書面=30 その他=99）

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1　この合計表は、ＯＣＲ用紙で提出する場合に使用する。

2　給与所得の源泉徴収票合計表

(1)　「Ⓐ俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2)　「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3)　「Ⓐのうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4)　「Ⓑ源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5)　「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3　退職所得の源泉徴収票合計表

(1)　「Ⓐ退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2)　「Ⓑ Ⓐのうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4　報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1)　「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2)　「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3)　「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4)　「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「Ⓐ計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5)　「Ⓐのうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6)　「Ⓐのうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7)　「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

(1) 「Ⓐ使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。

(2) 「Ⓑ Ⓐのうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

(1) 「Ⓐ譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。

(2) 「Ⓑ Ⓐのうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」

ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

(1) 「Ⓐあっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。

(2) 「Ⓑ Ⓐのうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。

(3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。

イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合

(イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類

(ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地

ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

（別紙－１－１－４）

１　確認書類の提出方法

賃上げ実績の確認時に、税理士、公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（別添様式）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

※　内容について、必要に応じて受注者に確認を行う場合がある。

※　仮に制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

※　なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

２　「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

（１）中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。

（２）各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給、所定内賃金等により評価することも可能。

（３）入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

※　なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※　例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の水増しを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なす場合がある。

※　ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

（具体的な場合の例）

（各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給、所定内賃金等により評価することも可能）

・ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。

・定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価する。

・ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。

・働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和６年４月からの適用に対応するため、

計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。

・災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。

・業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

（入札説明書に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する）

・実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。

・実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。

・実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。

・役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。

・令和４年４月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和４年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから１年間の賃上げ実績を評価する。

※　なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

（別添様式）

賃金引上げ計画の達成について

私は、〇〇株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇 年〇月〇日までの〇〇株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

（同等の賃上げ実績と認めた評価の内容）

（記載例１） 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

（記載例２） 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和　　年　　月　　日

（住所を記載）

（税理士、公認会計士等を記載） 氏名　　〇〇　　〇〇

（添付書類）

・〇〇〇

・〇〇〇

（企業評価様式１－１）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○「えるぼし１段階目」の認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「えるぼし２段階目」の認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「えるぼし３段階目」の認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「プラチナえるぼし」の認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 100人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「トライくるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「プラチナくるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

３　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○「ユースエール認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

※　１～３の全項目について、該当するものに○を付けること。

※　それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届の写し等）を添付すること。

（企業評価様式１－２）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○「えるぼし１段階目」の認定を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

○「えるぼし２段階目」の認定を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

○「えるぼし３段階目」の認定を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

○「プラチナえるぼし」の認定を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 100人以下である。
【　該当　・　該当しない　】

２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

○「トライくるみん認定」を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

○「プラチナくるみん認定」を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

３　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○「ユースエール認定」を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

※　１～３の全項目について、該当するものに○を付けること。
※　それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届の写し等）を添付すること。

（企業評価様式２）

従業員への賃金引上げ計画の表明書

【大企業用】

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年（令和〇年１月１日から令和〇年 12月 31日））において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率３％以上とすることを表明いたします。

【中小企業等用】

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年（令和〇年１月１日から令和〇年 12月 31日））において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率 1.5%以上とすることを表明いたします。

【以下は、大企業、中小企業等共通】

年　　月　　日
株式会社〇〇〇〇
（住所を記載）
代表者氏名　〇〇　〇〇

上記の内容について、我々従業員は、〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者から説明を受けました。

年　　月　　日
株式会社〇〇〇〇
従業員代表　　氏名　〇〇　〇〇　　印
給与又は経理担当者　　氏名　〇〇　〇〇　　印

（企業評価様式２　留意事項）

1　この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。
　貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大 企 業：中小企業等以外の者をいう。
中小企業：法人税法第 66条第２項又は第３項に該当する者をいう。
　　ただし、同条第６項に該当する者は除く。

2　貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。
　なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

3　暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

4　発注者において上記２若しくは３の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記２若しくは３の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

5　上記４による減点措置は、減点措置開始日から１年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。
　なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

6 従業員代表及び給与又は経理担当者の押印が必要です。

別紙－２

施工体制確認のための追加資料等について

１　調査基準価格

調査基準価格（予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格）は、予定価格算出の基礎となった次の①～④に掲げる額に、100分の 110を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に 10分の 9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 10分の 9.2を乗じて得た額とし、予定価格に 10分の 7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10分の 7.5を乗じて得た額とする。

① 直接工事費の額に 10分の 9.7を乗じて得た額
② 共通仮設費の額に 10分の９を乗じて得た額
③ 現場管理費の額に 10分の９を乗じて得た額
④ 一般管理費等の額に 10分の 6.8を乗じて得た額

２　ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が上記１の調査基準価格を下回るときには、様式１～様式 11までのすべての提出を求めるものとする。

［追加資料様式］

様式１	施工体制台帳
様式２	資材購入予定先一覧
様式３	機械リース元一覧
様式４－１	労務者の確保計画
様式４－２	工種別労務者配置計画
様式５	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式６	配置予定技術者名簿
様式７－１	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式７－２	品質確保体制（品質管理計画書）
様式７－３	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式８－１	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式８－２	安全衛生管理体制（点検計画）
様式９	建設副産物の搬出地
様式 10	下請予定業者等一覧表
様式 11	ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書

※　上記様式は、東北農政局ホームページよりダウンロードできる。
（東北農政局ホームページ：
https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/zyutentyosa/index.html）

３　審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画等）、本文の施工体制確認のためのヒアリング、上記２の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、追加資料の提出を求められた者が上記２の追加資料様式１～様式 11まで提出しない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入

札を無効とすることがあることに留意すること。

（１）　入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

（２）　品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記１の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記１の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、直接工事費については 90%、共通仮設費については 80%、現場管理費については 80%、一般管理費については 30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に 100分の 110を乗じて得た金額をいう。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

①　建設副産物の受け入れの対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式９）
②　安全確保の体制が構築されると認められるか　（様式８－１～８－２）
③　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか
　（様式７－１～７－３）

（３）　施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記１の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記１の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確

認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式１、10）

② 提出された施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式２～５）

③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。（様式６）

別紙－３

予算決算及び会計令第 86条の調査について

１．低入札価格調査

（１）　低入札価格調査の実施対象

予決令第　85 条の基準に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第　86 条調査（低入札価格調査）を実施する。ここで、調査基準価格は別紙－２の１に記載するとおりである。

（２）　低入札価格調査の調査内容

低入札価格調査においては、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。低入札価格調査の対象者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

(ｱ) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
(ｲ)　契約対象工事付近における手持工事の状況
(ｳ)　契約対象工事に関連する手持工事の状況
(ｴ)　契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
(ｵ)　手持資材の状況
(ｶ)　資材購入先及び購入先と入札者との関係
(ｷ)　手持機械数の状況
(ｸ)　労務者の具体的供給見通し
(ｹ)　経営内容
(ｺ)　建設副産物の搬出地

２．特別重点調査

（１）　特別重点調査の実施対象

①　調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対して、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査を行う。

費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
率	90%	80%	80%	30%

（２）　特別重点調査の実施に係る連絡等

①　上記（１）①の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、対象者に対して特別重点調査を実施する旨連絡する。

②　対象者は、原則として、当該連絡を受けた日の翌日から起算して７日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に特別重点調査の実施に必要な次に掲げる資料及び添付書類を提出すること。

［提出を求める資料］

様式１	当該価格で入札した理由
様式２－１	積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
様式２－２	内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②
様式２－３	一般管理費等の内訳書
様式３	下請予定業者等一覧表
様式４	配置予定技術者名簿
様式５－１	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）
様式５－２	手持ち工事の状況（対象工事関連）
様式６	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式７－１	手持ち資材の状況
様式７－２	資材購入予定先一覧
様式８－１	手持ち機械の状況
様式８－２	機械リース元一覧
様式９－１	労務者の確保計画
様式９－２	工種別労務者配置計画
様式 10	建設副産物の搬出地
様式 11	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 12－１	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 12－２	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 12－３	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式 13－１	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 13－２	安全衛生管理体制（点検計画）
様式 13－３	安全衛生管理体制（仮設設置計画）
様式 13－４	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
様式 14	誓約書
様式 15	施工体制台帳
様式 16	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

※　追加資料の様式及び記載要領は、東北農政局ホームページよりダウンロードできる。
（東北農政局ホームページ：
https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/zyutentyosa/index.html）

③　対象者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、対象者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、対象者は、前記資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類を併せて提出することができる。

④　別紙－２の２のヒアリングのための追加資料を提出した者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならない。

⑤　上記②に規定する資料等の受領後、速やかに入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

なお、事情聴取の出席者は最大で３名以内とし、事情聴取の日時及び場所は対象者に

別途通知する。

⑥　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、資料等及び事情聴取の内容により必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付資料を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた重点調査追加資料等の再提出は、原則として１回に限る。

⑦　特別重点調査は、施工体制確認型総合評価における評価値の最も高い者のほか、上記２（１）①の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。

⑧　提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記⑤の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、「東北農政局競争契約入札心得」において、調査基準価格を下回った価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする旨の規定に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として、入札を無効とする。

（３）　特別重点調査における適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

①　虚偽説明等への対応

入札参加者が虚偽の資料提出もしくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は下記④に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど、悪質性が高い者に対しては、指名停止等措置要領の別表第２により指名停止を行う。

②　公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、上記２（２）②の資料（誓約書（様式 14 ）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

③　関係資料の公表

ア　上記２（２）②の資料（誓約書（様式 14 ）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を東北農政局ホームページにおいて公表する。

イ　上記アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、東北農政局ホームページにおいて公表する。

④　契約後の取扱い（監督体制の強化）

特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じる。

ア　「工事現場等における施工体制の点検要領の制定について（平成 13年４月 27日付け 13経第 180号農林水産省大臣官房経理課長通知）」の５（４）により行う施工体制台帳の点検の前段として、施工体制台帳提出時にその施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　共通仕様書に基づき提出させる施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、

さらに、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

3．低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

（1）　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策

予決令第 86 条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について（平成 18年８月 1日付け 18経第 724号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

①　発注者の監督強化

「施工段階における確認マニュアルについて（平成 16年 3月 31日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）」等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

②　施工体制の点検

施工体制の確保を図るため、施工体制台帳提出時に、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

③　下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

なお、下請けに変更が生じた場合は、再提出するものとする。

また、「工事現場等における施工体制の点検要領（平成 13年４月 27日付け 13経第 180号農林水産省大臣官房経理課長通知）」、「施工体制点検審査マニュアル（平成 15年４月 11日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）」に基づき、随時、下請けへの支払い状況の調査を実施する。

④　請負者側技術者の増員について

予定価格が２億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が東北農政局管内の直轄工事において、本工事の公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置するものとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア　工事成績 70点未満の評定を通知された者。

イ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。

エ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

（2）　低入札価格調査の対象工事に係る対策について（試行）

全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示

す対策を試行的に実施する。

① 対象工事について、次のア～ウの段階において、監督職員が文書により請負業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

ア 施工確認段階

イ 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ウ 下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

② 上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。

（総合評価落札方式の場合）

１年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を 50%減ずる。

（公募型指名競争入札等の場合）

１年間にわたり、当該企業の評価点を３点減ずる。

③ 上記①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。

ア 対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

イ 対象工事が２箇年以上にわたる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

④ 当該対象工事の工事成績が 65 点未満の場合、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講ずる。

（３） 下請け業者との契約状況等

低入札工事に対して、下請け業者との契約状況、下請け代金の支払い状況等改善が必要と認められる場合には、必要に応じて関係機関へ通報するとともに、関係機関と連携して対策を講ずることがある。

（従事証明書 記載例）

別紙－４

従　事　証　明　書

分任支出負担行為担当官
東北農政局○○○○事業所長
○○　○○　殿

○○県○○市○○１－１
○○建設株式会社
代表取締役社長　農林　太郎

○○農業水利事業○○工事における配置予定技術者の経験工事の従事期間について、下記のとおり証明致します。

記

１．配置予定技術者　　東北　太郎（生年月日）
２．経験工事名　　△△事業○○幹線用水路工事
３．経験工事工期　　平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
４．経験工事従事役職　　担当技術者
５．経験工事従事期間　　平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日

※ 別記様式３における配置予定技術者の「工事経験の概要」欄に記載する「従事期間」について、CORINS等に従事期間が登録されていない場合は、本従事証明書を代表者名で提出すること。

（参考）　　（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））

総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））について

本工事は、競争参加資格の申請時点において、配置予定技術者の登録及び評価を行わない「総合評価落札方式（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））」の試行工事です。

本工事の配置予定技術者に係る資料（別記様式３及び技術者の資格要件を確認するため添付資料一式）は、開札後の施工体制確認を行った後に、「評価値」の最も高い者に対して提出を求めます。（施工体制確認後、対象者に別途連絡します。）

申請の段階においては、配置予定技術者に係る資料の提出は必要ありません。
詳細につきましては、入札説明書９及び 20 の記載内容をご確認ください。

（参考）

低入札価格調査基準の計算式の改正について

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成６年４月19日付け６経第750号大臣官房経理課長）を下記のとおり一部改正し、**令和４年４月１日以降に入札公告を行う工事**（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）を対象に、**一般管理費等の調査基準価格の計算式を変更**しましたので、お知らせします。

令和元年５月１５　日～	令和４年４月１日～
【範囲】 予定価格の7.5/10～9.2/10 【計算式】 ・直接工事費　× 0.97 ・共通仮設費　× 0.90 ・現場管理費　× 0.90 ・一般管理費等 × 0.55 上記の合計額 × 1.10	【範囲】 予定価格の 7.5/10～9.2/10 【計算式】 ・直接工事費　× 0.97 ・共通仮設費　× 0.90 ・現場管理費　× 0.90 ・一般管理費等 × 0.68 上記の合計額 × 1.10

※上記の各経費項目は、土木工事の場合。建築及び施設機械等工事の場合については、下記の通り各経費項目を読み替えて運用します。

※建築等工事に係る運用（公共建築工事積算基準に基づくもの）

（１）直接工事費（土木）＝直接工事費（建築）－現場管理費相当額

（２）現場管理費（土木）＝現場管理費（建築）＋現場管理費相当額

（３）現場管理費相当額を明確に区分することが困難な場合については、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事にあっては直接工事費（建築）に10 分の１を、昇降機設備工事にあっては直接工事費（建築）に10 分の２を、それぞれ乗じた額を現場管理費相当額とする。

※施設機械等工事に係る運用（土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）に基づくもの）

１　施設機械設備工事

（１）直接工事費（土木）　＝直接製作費（機械）＋直接工事費（機械）

（２）共通仮設費（土木）　＝間接労務費（機械）＋共通仮設費（機械）

（３）現場管理費（土木）　＝工場管理費（機械）＋現場管理費（機械）＋据付間接費（機械）＋設計技術費（機械）

（４）一般管理費等（土木）＝一般管理費等（機械）

２　鋼橋製作架設工事

（１）直接工事費（土木）　＝直接製作費（機械）＋直接工事費（機械）

（２）共通仮設費（土木）　＝間接労務費（機械）＋共通仮設費（機械）

（３）現場管理費（土木）　＝工場管理費（機械）＋現場管理費（機械）

（４）一般管理費等（土木）＝一般管理費等（機械）

３ 電気通信設備工事

（１）直接工事費（土木）　＝機器単体費（機械）×6/10＋直接工事費（機械）

（２）共通仮設費（土木）　＝機器単体費（機械）×1/10＋共通仮設費（機械）

（３）現場管理費（土木）　＝機器単体費（機械）×2/10＋現場管理費（機械）＋機器間接費（機械）

（４）一般管理費等（土木）＝機器単体費（機械）×1/10＋一般管理費等（機械）

※あわせて、入札説明書「別紙－２」をご参照ください。

参考

健康保険証の写しを提出する場合の注意事項

入札説明書５（１）⑥エに記載している主任技術者又は監理技術者の直接的、かつ、恒常的な雇用関係を証明するため、健康保険証の写しを提出する場合は、下記例のとおり**「記号」**、**「番号」**、**「保険者番号」**をマスキングし提出願います。

マスキング例

健康保険	**本人（被保険者）**	**平成〇年〇月〇日交付**
被保険者	**記号** マスキング	**番号** マスキング
氏名	○○　○○	
生年月日	平成○○年○○月○○日	
性別	○	
資格取得年月日	平成○○年○○月○○日	
事業者名称	株式会社　○○○○	
保険者番号	マスキング	
保険者名称	○○○○	
保険者所在地	○○市○○	

（参考）

東北農政局発注工事に係る公表事項について

番号	公表事項	公表内容	公表方法	備　　考
1	発注予定工事等情報公告 ①東北農政局版	東北農政局が発注する工事等の見通し	①　東北農政局ホームページ※1 ②　東北農政局及び出先事業（務）所掲示板	当面の間、毎月更新します。
	②東北地方発注者協議会版	東北管内の国、県、市町村等が発注する土木工事及び建築工事の見通し	東北地方整備局ホームページ※2	
2	東北農政局における施工確保対策	東北農政局が取組んでいる施工確保に係る対策	東北農政局ホームページ※1	
3	土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格について	一般的に使用される建設資材の積算単価	①　東北農政局ホームページ※1 ②　東北農政局設計課で閲覧 ③　出先事業（務）所で閲覧	毎月更新します。
4	当該工事の予定価格積算に用いる資材価格について	当該工事のみに使用される建設資材の積算単価	申請書受付票発行の際に入札説明書等ダウンロードシステムで配布する。	
5	土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等について	予定価格積算に用いている積算基準及び歩掛	農林水産省ホームページ※3 注. 農林水産省ホームページに掲載されるまでの間は、東北農政局設計課で閲覧	改正の都度更新します。

※1　東北農政局ホームページ　　：東北農政局ホーム＞申請・お問い合わせ＞発注・入札情報、その他公表事項
【https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html】

※2　東北地方整備局ホームページ　：東北地方整備局ホーム＞入札・契約・積算（事業者の方へ）＞発注見通しとりまとめ版＞地域毎の発注見通し
【https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/koukyokouji/hacchusyakyougikai/mitoshiindex.html】

※3　農林水産省ホームページ　　：農林水産省ホーム＞農村振興＞設計・施工・入札等＞工事・業務関連文書＞土地改良積算基準等の改正について
【https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html】

労務単価の改正に係る留意事項

令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価等及び具体的な取扱いについて

公共工事設計労務単価については令和６年２月 16 日に、また、施設機械工事等の労務単価については令和６年２月 22 日にそれぞれ改正（以下、「新労務単価」という。）され、令和６年３月１日から適用することとしますので、入札に当たっては留意願います。

令和６年３月から適用する「公共工事設計労務単価」、「施設機械工事等の労務単価」及び同運用に係る特例措置については、農林水産省ホームページで公表しています。
【https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html】

なお、**本工事の労務単価については、「新労務単価」（又は「令和５年３月から適用した公共工事設計労務単価及び施設機械工事の労務単価」）を適用**しています。
また、特例措置通知第２（１）に基づく具体的な対応については、以下のとおりとします。

（１）特例措置の運用基準

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めるものとします。ただし、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知します。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知します。ただし、発注者が当該請求を受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができます。

（２）変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により行います。

（３）その他

「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の試行について」（平成 30 年９月 21 日付け 30 農振第 1860 号）及び「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領の制定について（試行）」（令和３年 11 月１日付け３林政政第 357 号）に基づき、総価契約単価合意方式により工事請負契約が締結され、かつ、特例措置通知に基づく請負代金変更の協議の請求がなされた場合においては、変更前の契約書に基づく請負代金内訳書についての単価合意のための協議の開始前に契約変更を行うこととします。

（参考）

「積算参考資料」の取扱いについて

１．目的

「積算参考資料」は、工事の入札契約に際して適正な競争の確保に向けて、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うことが可能となるよう、対象工事に係る競争参加有資格者に配付するものである。

２．「積算参考資料」の取り扱いに関する留意事項

（１）「積算参考資料」は、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うために参考として供するものであり、工事請負契約書第１条（総則）で規定する設計図書ではない。

（２）「積算参考資料」は、工事請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものではない。

（３）「積算参考資料」の内容について、設計図書と齟齬があるなど、入札参加者が見積を行う際に疑義が生じた場合には、入札説明書に示す「入札説明書に対する質問」と合わせて質問書を提出できるものとする。

（４）上記に係る質問内容の確認の結果、「積算参考資料」の修正又は補足説明を要する場合は、全ての入札参加者にその内容を入札説明書に示す「質問に対する回答書」をもって回答する。

なお、標準歩掛等に関する質問又は工事請負契約書第１条第３項に該当する事項（設計図書に定めるもの以外の仮設、施工方法等）に対する質問は、回答しない。

（５）工事契約後の「工事円滑化会議」、「設計変更確認会議」においては、設計図書等に基づき確認等を行うものとするが、その際に「積算参考資料」を用いることを妨げるものではない。

（参考）

「積算参考資料（工程表）」の取扱いについて

１．目的

本工事は、入札公告時に**「積算参考資料（工程表）」として概略工程表を参考配布する試行工事**である。

「積算参考資料（工程表）」は、現場条件を踏まえた工程表をあらかじめ明示し、発注者と入札参加者で共有することによって、工事の品質確保に資することを目的に、対象工事に係る競争参加有資格者等に配付するものである。

２．「積算参考資料（工程表）」の取扱いについて

（１）「積算参考資料（工程表）」は、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うために参考として供するものであり、**工事請負契約書第１条（総則）で規定する設計図書ではない。**

（２）「積算参考資料（工程表）」は、**工事請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものではない。**

（３）**「積算参考資料（工程表）」の内容についての質問は、原則として受け付けない。**ただし、入札に係る質問書の提出期限（入札説明書参照）までの間に、設計図書と「積算参考資料（工程表）」に齟齬があるなど、入札参加者が見積を行う際に疑義が生じた場合に限り、入札説明書（入札説明書に対する質問）により質問することができる。

（４）発注者は、「積算参考資料（工程表）」の修正又は補足説明を要する場合において、入札説明書（質問に対する回答）により全ての入札参加者にその内容を通知する。

（５）工事契約後の「工事円滑化会議」、「設計変更確認会議」においては、設計図書等に基づき確認等を行うものとするが、その際に「積算参考資料（工程表）」を用いることを妨げるものではない。

（参考）

「ワーク・ライフ・バランス等推進認定の取得状況等」にかかる企業評価基準の変更について

企業評価項目における「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」の改正に伴い、**令和４年７月１日以降に公告する案件より、評価基準が以下の通り変更**されておりますのでご注意ください。

＊「ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等」については、**以下に掲げるいずれかの認定等を受けている企業について評価**する。

（旧）令和４年６月30日公告分まで

１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
- ○ えるぼし（第１段階、第２段階、第３段階）認定
- ○ プラチナえるぼし認定
- ○ 同法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下

２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定
- ○ くるみん認定
- ○ プラチナくるみん認定

３．青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
- ○ ユースエール認定

（新）令和４年７月１日以降公告分から

１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
- ○ えるぼし認定（第１段階、第２段階、第３段階）
- ○ プラチナえるぼし認定
- ○ 同法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、**常時雇用する労働者が100人以下**

２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定
- ○ くるみん認定
- ○ **トライくるみん認定**
- ○ プラチナくるみん認定

３．青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
- ○ ユースエール認定

（参考）

令和５年４月より適用する「土地改良事業等請負工事積算基準」等に係る取扱いについて

本工事は、令和４年度の積算基準に基づくものですが、令和５年４月より適用する積算基準に係る取扱いとして、以下のとおりの措置を講じることとしています。

ア　本工事の発注者又は受注者は、令和５年４月１日以降、工事請負契約書第62条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額＝$P_{新}$×ｋ

この式において、「$P_{新}$」及び「ｋ」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{新}$：新積算基準等により積算された予定価格（単価は入札書の受付開始の日のもの）

ｋ：当初契約の落札率

イ　工事において当該変更を行う場合、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の単価合意は、変更後の請負代金額について行うものとする。

（企業評価様式１－１）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○「えるぼし１段階目」の認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「えるぼし２段階目」の認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「えるぼし３段階目」の認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「プラチナえるぼし」の認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 100人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「トライくるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

○「プラチナくるみん認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

３　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○「ユースエール認定」を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

※　１～３の全項目について、該当するものに○を付けること。

※　それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届の写し等）を添付すること。

（企業評価様式１－２）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況
（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○「えるぼし１段階目」の認定を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

○「えるぼし２段階目」の認定を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

○「えるぼし３段階目」の認定を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

○「プラチナえるぼし」の認定を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が 100人以下である。
【　該当　・　該当しない　】

２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

○「トライくるみん認定」を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

○「プラチナくるみん認定」を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

３　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○「ユースエール認定」を取得している。
【　該当　・　該当しない　】

※　１～３の全項目について、該当するものに○を付けること。
※　それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届の写し等）を添付すること。

（企業評価様式２）

従業員への賃金引上げ計画の表明書

【大企業用】

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年（令和〇年１月１日から令和〇年 12月 31日））において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率３％以上とすることを表明いたします。

【中小企業等用】

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年（令和〇年１月１日から令和〇年 12月 31日））において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率 1.5%以上とすることを表明いたします。

【以下は、大企業、中小企業等共通】

年　　月　　日
株式会社〇〇〇〇
（住所を記載）
代表者氏名　〇〇　〇〇

上記の内容について、我々従業員は、〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者から説明を受けました。

年　　月　　日
株式会社〇〇〇〇
従業員代表　　氏名　〇〇　〇〇　　印
給与又は経理担当者　　氏名　〇〇　〇〇　　印

（企業評価様式２　留意事項）

1　この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業と中小企業等で記載内容が異なります。
　貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの記載をしてください。

大 企 業：中小企業等以外の者をいう。
中小企業：法人税法第 66条第２項又は第３項に該当する者をいう。
　　ただし、同条第６項に該当する者は除く。

2　貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。
　なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

3　暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

4　発注者において上記２若しくは３の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記２若しくは３の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

5　上記４による減点措置は、減点措置開始日から１年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。
　なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

6 従業員代表及び給与又は経理担当者の押印が必要です。

（別記様式１－１）

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
東北農政局田沢二期農業水利事業所長
中村　出　殿

建設業許可番号：
住　　所：
商号又は名称：
代表者氏名：
電話番号：
Ｅ－ｍａｉｌ：

令和６年３月27日付けで入札公告のありました〇〇農業水利事業　〇〇工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1　入札説明書９（３）①に定める施工実績を記載した書面（別記様式２）
2　入札説明書９（３）①に定める契約書の写し及び工事内容が確認できる資料
3　入札説明書９（３）③に定める資本関係又は人的関係に関する申告書（別記様式４）
4　入札説明書９（４）に定める企業評価にかかる確認資料（別記様式５）
5　競争参加資格確認申請書及び競争参加確認資料の提出内容一覧表（別記様式１－２）
6　経営規模等評価の状況

最新の経営規模等評価に係る審査基準日	令和　　年　　月　　日

（別記様式１－２）

競争参加資格確認資料の提出内容一覧表

工事名　○○農業水利事業
　　○○工事　　会社名

様式名		提出	省略	競争参加申請確認資料の提出を省略した場合、同一資料を提出した既発注工事名（公告年月日）を記載
別記様式１－１		○		（省略不可）
別記様式２		○		（省略不可）
上記の確認資料				
別記様式４		○		（省略不可）
別記様式５		○		（省略不可）
企業評価にかかる確認資料	①同種工事の施工経験	○		
	②ワーク・ライフ・バランス	○		
	③賃上げ実施の表明	○		

注１：　競争参加資格確認資料を提出した既発注工事とは、**令和５年度で契約担当官が同一の場合**とする。
注２：　競争参加資格確認資料を省略する場合は、今回求める内容と既発注工事に提出した資料と同一であるか十分確認すること。
注３：　**既発注工事に提出した資料の内容と今回求める内容が異なる場合、又は既発注工事の名称に誤りがある場合は、競争参加資格確認資料の提出がなかったものとして取扱うこととなるので、注意すること。**

（別記様式１－２）

競争参加資格確認資料の提出内容一覧表
（　記　載　例　）

工事名　○○○○農業水利事業
■■■■幹線用水路（その８）工事　　会社名

様式名		提出	省略	競争参加申請確認資料の提出を省略した場合、同一資料を提出した既発注工事名（公告年月日）を記載
別記様式１－１		○		（省略不可）
別記様式２		○		（省略不可）
上記の確認資料				○○○○農業水利事業 ○○○幹線用水路（その５）工事（令和４年４月15日公告）
別記様式４		○		（省略不可）
別記様式５		○		（省略不可）
企業評価にかかる確認資料	①同種工事の施工経験	○	提出	
	②ワーク・ライフ・バランス	○	提出	○○○○農業水利事業 ○○○幹線用水路（その５）工事（令和４年４月15日公告）
	③賃上げ実施の表明	○	提出	

注１：　競争参加資格確認資料を提出した既発注工事とは、**令和５年度で契約担当官が同一の場合**とする。
注２：　競争参加資格確認資料を省略する場合は、今回求める内容と既発注工事に提出した資料と同一であるか十分確認すること。
注３：　**既発注工事に提出した資料の内容と今回求める内容が異なる場合、又は既発注工事の名称に誤りがある場合は、競争参加資格確認資料の提出がなかったものとして取扱うこととなるので、注意すること。**

（別記様式２）

同種の工事の施工実績

会社名：（株）○○建設

工事名称等	工　事　名（工種）	○○○○○○工事　　（同種と記入）
	発　注　機　関	○○○○○局、○○県、○○公団等
	施　工　場　所	都道府県名・市町村名・地先
	契　約　金　額	○○○，○○○千円
	工　　期	平成○○年○○月○○日　～　平成○○年○○月○○日
	工事成績評定点	○○点
	受　注　形　態	単体／共同企業体　（出資比率 ○ ％）、他の構成員名
工事概要等	規格・寸法 構造形式 使用機材・数量 設計条件	（競争参加資格として求めている同種工事の内容が確認できるように、規模、寸法、形式等、当該工事の内容について、簡潔に記入する。）
コリンズの登録の有無		有　　無　（どちらかに○）　有の場合（登録番号：　　）

（備考）１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４縦とする。
２．施工実績は、同種工事に該当する工事を記載する。当該工事が各地方農政局が発注した工事の場合は、工事成績評定点を記載のこと。また、「工事実績情報システム (CORINS)」に登録されている場合は、登録番号を記入すること。
３．工事概要等は、競争参加資格として求めている同種工事の内容が確認できるように規模、寸法、型式等、当該工事の内容について簡潔に記載すること。
４．**同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し及び工事内容（規模、寸法、型式等、当該工事の内容等）が確認できる資料を提出すること。**ただし、「工事実績情報システム (CORINS)」に登録されている場合で、工事内容まで確認できる場合は、その写しを提出すること。

（別記様式３）**※本様式は、開札後に必要に応じて提出を求めることから、申請時には提出不要です。**

配置予定の技術者の状況

会社名：（株）○○建設

（○／○）

配置予定技術者の従事役職・氏名		主任技術者又は監理技術者　○○○○○　（ふりがな）
所　属　会　社　名		
最　終　学　歴		○○大学　○○○○学科　　○○年卒業
法令による資格		・一級土木施工管理技士　（取得年及び登録番号） ・監理技術者資格等資格（取得年及び登録番号） ・監理技術者講習　　（取得年、終了証番号）
工事経験の概要	工　事　名	○○○○○○○工事　　（同種と記入）
	発注機関名	○○○○○局、○○県、○○公団等
	施工場所	都道府県・市町村名・地先
	契約金額	○○○，○○○ 千円
	工　期	平成○○年○○月○○日 ～ 平成○○年○○月○○日
	従事期間	平成○○年○○月○○日 ～ 平成○○年○○月○○日
	工事成績評定点	○○点
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他現場組織の技術者
	工事内容	（競争参加資格として求めている同種工事の内容が確認できるように、規模、寸法、形式等、当該工事の内容について、簡潔に記入する。）
	CORINS 登録の有無	有（許可・登録番号　　）　・　無
申請時における他の工事の従事状況等	工　事　名	従事工事が無ければ、「なし」と記載する。
	発注機関名	
	工　期	
	従事役職	
	本工事と重複する場合の対応措置	例１）　本工事に着手する前の○月○日に完成検査予定のため本工事に従事可能。 例２）　本工事においても主任技術者として配置を予定しており、工作物に一体性があり、かつ近距離であることから兼務する予定。（建設業法施行令第 27条第２項を適用する場合）
	CORINS 登録の有無	有（許可・登録番号　　）　・　無
営業所の専任技術者との重複の有無		無　・　有（　　年　　月　　日頃に従事可能）

（備考）１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４縦とする。

２．複数の候補者の場合や、施設機械工事等で、全工程において、同一の主任（監理）技術者でなく、施工段階（製作及び据付時等）に応じた実務経験を有した主任（監理）技術者を配置しようとする場合は、各々作成すること。

３．工事経験は、同種工事に該当する工事を記載する。当該工事が各地方農政局が発注した工事の場合は、工事成績評定点を記載のこと。また、「工事実績情報システム (CORINS)」に登録されている場合は、登録番号を記入すること。

４．工事内容は、競争参加資格として求めている同種工事の内容が確認できるように規模、寸法、型式等、当該工事の内容について簡潔に記載すること。

５．申請時における他の工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の対応措置等を記入すること。

６．営業所の専任技術者との重複の有無について、建設業法第７条第２号、第 15条第２号に定める営業所の専任の技術者と主任技術者又は監理技術者が重複する場合は、当該項目の 有 に○印を付し、主任技術者又は監理技術者として従事可能となる予定の日を記載すること。

７．**同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し及び工事内容（規模、寸法、型式等、当該工事の内容等）が確認できる資料を提出**すること。ただし、「工事実績情報システム (CORINS)」に登録されている場合で、工事内容まで確認できる場合は、その写しを提出すること。

８．配置予定技術者の資格を証明する書類として資格者証の写しを提出すること。

９．工期と従事期間が相違する場合は、工事期間内に当該工事で必要な施工経験を確認できる資料（工事実施工程と工事量及び配置予定技術者の従事期間に関する資料）を提出すること。

（別記様式４）

資本関係又は人的関係に関する申告書

分任支出負担行為担当官
東北農政局田沢二期農業水利事業所長
中村　出　殿

住　　所：
商号又は名称：　○○○○○○
代表者役職氏名：　○○　○○

工事名　○○○○事業
　　○○○○工事

令和○年○月○日付けで入札公告のありました標記工事に係る競争入札参加に際し、入札説明書７に掲げる資本関係又は人的関係にある者について、下記のとおり申告します。

なお、当該関係者が本工事の入札に参加した場合、当該工事への参加資格をなしとし、入札書が無効となることについての異議申立てを行わないことを誓約します。

記

１　入札説明書７（１）の①及び②に掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

建設許可番号	商号又は名称	資本的関係
○○ -○○○○○	（株）○○○○	子会社の関係
○○ -○○○○○	○○○○（株）	子会社の関係
○○ -○○○○○	○○○○（株）	子会社の関係

２　入札説明書７（２）の①、②及び③に掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役職及び氏名	兼任先		
	建設許可番号	商号又は名称	人的関係
執行役員 ○○○○	○○ -○○○○○	（株）○○○○	代表取締役
執行役員 ○○○○	○○ -○○○○○	○○○○（株）	取締役
執行役員 ○○○○	○○ -○○○○○	○○○○（株）	取締役

※記載にあたっての留意事項

（１）記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。
（２）該当がない場合は、「なし」と記入すること。
（３）記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成 17年法律第 86号）第 121条に規定する株主名簿（写）、その他関係資料の提出を求めることがある。
（４）上記に掲げる関係者が本工事の入札に参加した場合には、当該工事の入札書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

（別記様式５）

企業評価に係る評価項目毎の該当状況（簡易Ⅱ型（企業実績重視型））

工事名：　○○工事

会社名：　（株）○○建設

評価項目毎に該当する内容を「記入欄」に記入すること。

	評価項目		企業評価						
			①同種工事の施工経験		②ワーク・ライフ・バランス		③賃上げ実施の表明		合計
	評価基準及び評価点		全国発注機関における過去10年間（年度）の同種工事の施工実績 同種工事：護岸工事 上記工事の施工実績を有する：30点 上記工事の施工実績なし：０点		認定等の有無 認定を受けている：0.5点 該当なし：0点		表明書の有無 表明書の提出あり：2点 表明書の提出なし：0点		
	参加業者名	等級	有無	評価	有無	評価	有無	評価	
記載例１	○○建設（株）○○支店	A	有	30	無	0	無	0	30
記載例２	（株）○○建設	B	無	0	有	0.5	有	2	2.5
記入欄									0
	評価の着目点		全国発注機関が発注した工事で、同種工事の施工経験の有無（過去10年間（年度）））		次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等） ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業） ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定 （ユースエール認定企業）		「従業員への賃金引き上げ計画表明書」の有無		

（注）評価項目毎の該当状況を証明できる資料を添付すること。

（別記様式６）

分任支出負担行為担当官
東北農政局○○○○事業所長
○○　○○　殿

住　　所：
商号又は名称：　○○　株式会社　○○支店
代 表 者 氏 名：　○○　○○

工　事　費　内　訳　書

工　事　名				
費目区分・工種	単位	数　　量	金　額 (円)	備　　考
（例）				
Ⅰ 直接工事費				
一次明細				
・土工事				
・基礎工事				
・本体工事				
・付帯工事				
Ⅱ 間接工事費				
共通仮設費				
積み上げ分				
率分				
現場管理費				
Ⅲ 一般管理費等				
Ⅳ 一括計上価格				
・				
工　事　価　格				

本様式（別記様式６）については、別途、追加配布の際に入札説明書ダウンロードシステムで配布する様式（Excel 形式）により作成し、提出すること。

（別記様式８）

令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
東北農政局○○○○事業所長
○○　○○　殿

住　　所：
商号又は名称：　○○　株式会社　○○支店
代 表 者 氏 名：　○○　○○

電子入札システム対象工事における紙入札方式での参加承諾について

貴局発注の下記工事について、電子入札システムを利用しての入札に参加出来ないので、紙入札方式での参加承諾を申請します。

記

１．工事名
○○○農業水利事業
○○○○○○○○工事

２．電子入札システムでの参加が出来ない理由
（記入例）
認証カードを申請中だが、手続が遅れているため
令和　年　月　日　認証カード取得予定

（別記様式９）

令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
東北農政局○○○○事業所長
○○　○○　殿

住　　所：
商号又は名称：　○○　株式会社　○○支店
代 表 者 氏 名：　○○　○○

電子入札システム対象工事における入札方式の変更承諾について

貴局発注の下記工事について、電子入札システムを利用しての入札に参加出来ないので、紙入札方式での参加に変更したく、申請します。

記

１．工事名
○○○農業水利事業
○○○○○○○○○○○○○工事

２．変更理由
（記入例）
・参加申請後に代表者の変更となり、現在の認証カードが使えなくなったため。
（認証カード申請中）

（別記様式 10）

競争参加資格確認申請取下げ・入札辞退　理由書

住　　所：
商号又は名称：　○○　株式会社　○○支店
代表者氏名　：　○○　○○

１．工事名
　○○○○○○事業
　○○（○○）工事

２．申請取下げ・入札辞退区分
　○○○○

３．申請取下げ又は入札辞退の理由
（記入例）
　○○発注の○○工事（公告日○ /○、入札日○ /○、落札決定日○ /○）を受注したことにより、配置予定技術者が重複するため申請を取り下げ（入札を辞退）する。

※１　本様式は、競争参加資格確認申請書の取下げ又は入札辞退の際に提出すること。
　入札辞退にあっては電子入札システムにより辞退届を提出するとともに、本様式のみ別途提出すること。
※２　申請取下げ・入札辞退区分は、申請から申請書受付票発行日までの期間は「申請取下げ」、申請書受付票発行日から開札までの期間は「入札辞退」と記載すること。
※３　申請取下げ又は入札辞退の理由は、具体的に記載すること。

（別記様式 11）※本様式は、開札後に必要に応じて提出を求めることから、申請時には提出不要

実　務　経　歴　証　明　書

分任支出負担行為担当官
東北農政局田沢二期農業水利事業所長
中村　出　殿

下記の者は、田沢二期農業水利事業田沢疏水左岸幹線用水路他補完（その１）工事に関し、下記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

証明者：○○県○○市○○１－１
○○建設株式会社
代表取締役社長　農林　太郎

記

技術者の氏名	○○　○○	生年月日	平成○○年○○月○○日　生
最終学歴	○○○大学○○部○○○学科　平成○○年○月　卒業 ○○○○高校○○○○科　平成○○年○月　卒業		
法令による資格			
使用者の商号又は名称	○○建設株式会社	使用された期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで
職名	実務経験の内容		実務経験年数
担当技術者	件名：○○○局○○○事務所○○○○○工事 内容：○○設備の製作及び据付		平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで（　ヶ月）
			平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで（　ヶ月）
			平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで（　ヶ月）
			平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで（　ヶ月）
			平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで（　ヶ月）
			平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで（　ヶ月）
			合　計　満　　年　　月
使用者の証明を得ることができない場合	その理由		証明者と被証明者との関係

※１　配置予定技術者の競争参加資格要件を建設業法第７条第２号に基づく実務経験をもって申請する場合は、この証明書を提出すること。

※２　「実務経験の内容」の欄には、従事した工事名及び主な従事内容を具体的に記入すること。なお、具体的な記載がなく、建設業種の確認が出来ない場合は実務経験を有しないと判断する場合がある。

（別記様式 13）

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇〇〇事業所長
〇〇　〇〇　殿

提 出 日：令和〇年〇〇月〇〇日
会 社 名：〇〇建設 (株)
電　　話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
担当者名：

〇〇事業　〇〇工事　質問・回答書

番号	質 問 事 項	回　　答	備　考
1			
2			
3			
4			
5			

※質問が 5問以上で行数が足りない場合は、適宜追加のこと。また、行の幅は適宜広げてかまわない。

（別記様式 14）

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇〇〇事業所長
〇〇　〇〇　殿

住　　所：
商号又は名称：〇〇〇〇株式会社
代　表　者：代表取締役
〇〇　〇〇

電子契約システム対象工事における紙契約方式への変更承諾願について

貴局発注の〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業〇〇〇〇工事について、電子契約システムを利用しての契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。